

控除を受けるための領収書や証明書等は、添付する必要がありますので、必ず申告書2枚目の資料貼付用紙に貼付けてください。

※必要な資料の添付がないと、控除が認められない場合があります。
医療費控除の申告には、医療費控除の明細書が必要です。(領収書では不可)

申告書記入例

※ 記入例にある添付資料は代表的な様式を掲載しています。

源泉徴収票等の添付が不要となりました。

ただし、市の申告会場等で申告書を作成する場合は、金額の確認のため源泉徴収票等が必要です。忘れずにお持ちください。

手引きの参照ページ

- 所得金額 … 3~6ページ
- 所得から差し引かれる金額 … 7~12ページ

■国民健康保険料 ※7ページの社会保険料控除欄 参照
市役所から送付される納付済額のお知らせをご確認ください。

令和2年中
国民健康保険 納付済額のお知らせ

国民健康保険の納付済額は、会社での年末調整、所得税または市・県民税の申告(確定申告等)で社会保険料控除の対象になります。

氏名

納付確認日	令和2年10月16日
(1)確認日現在納付済額	234,200 円
(2)参考 賦課額合計	円

・「(2)参考 賦課額合計」欄の金額は、(1)確認日現在納付済額と、納付確認日以降に納期限を迎える令和2年度の第4期から第6期分の賦課額を合計したものです。
・加入状況(所得や人数)の変更により、これから納付すべき保険料の金額が変更となる場合は、「(2)参考 賦課額合計」と実際に納付した国民健康保険料額が一致しないことがあります。
・1月1日から12月31日までの納付額が社会保険料控除の対象です。納期限どおりに納めて金額の変更がない場合は、「(2)参考 賦課額合計」がその対象です。
・国民健康保険料額に変更があった場合や今後年内に納付した場合は、領収書や納付通知書、口座振替の通帳等で実際の納付額を確認して申告してください。

※年内に支払った額がある場合はその分を加算してください。

■国民年金保険料 ※7ページの社会保険料控除欄 参照
日本年金機構から送付される控除証明書をご確認ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 住所

令和2年(令和2年1月1日から令和2年9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証明日 令和2年10月1日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 印

令和2年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	203,500 円

●「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までに納付された保険料額です。
●「②見込額」は、引続き令和2年10月1日から令和2年12月31日までに納付が見込まれる保険料額を指します。
●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
・令和2年10月1日現在、令和2年9月30日までの保険料を前納している場合
・保険料の未納期間がある場合

●「済」は令和2年中に納付された月を、「見」は令和2年中に納付が見込まれる月を示しています。
●11月分保険料(口座振替の早期の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日から納付日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付して申告してください。

表面

(宛先) 令和3年度 市民税・県民税申告書 提出年月日
鈴鹿市長

〒 現住所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

フリガナ シンコク イチロウ
氏名 申告 一郎 (申告)

生年月日 平成28年 6月 9日
電話番号 059 - 382 - 1100

個人番号記入欄

1	社会保険の種類	支払った保険料	収入金額等
1	国民健康保険	234,200	事業等 4,040,625
1	国民年金	203,500	農業イ 455,000
1	合計	437,700	不動産ウ 394,000
3	新制度 生命保険料の計	50,000	利子エ
3	旧制度 生命保険料の計	45,000	配当オ
3	旧長期損害保険料の計	16,000	給与カ 2,100,400
3	地産保険料の計	31,000	公的年金キ 1,100,000
3	旧長期損害保険料の計	14,800	雑務ク
3	その他		その他ケ 30,000
3	合計		短期コ
3	合計		長期サ
3	合計		一時シ
3	合計		事業等① 1,476,444
3	合計		農業② 24,523
3	合計		不動産③ 327,000
3	合計		利子④
3	合計		配当⑤ 1,390,000
3	合計		給与⑥ 21,000
3	合計		雑務⑦
3	合計		雑務・一時⑧
3	合計		合計⑨ 3,238,967
3	合計		社会保険料控除⑩ 437,700
3	合計		小規模企業共済等掛金控除⑪ 61,000
3	合計		生命保険料控除⑫ 25,000
3	合計		地震保険料控除⑬
3	合計		専属ひとり親控除⑭
3	合計		勤労学生障害者控除⑮
3	合計		配偶者(特別)控除⑯ 530,000
3	合計		扶養控除⑰ 330,000
3	合計		基礎控除⑱ 1,160,000
3	合計		基礎控除⑲ 430,000
3	合計		所得から差し引かれる金額⑳ 2,973,700
3	合計		雑務控除㉑
3	合計		医療費控除㉒ 73,994
3	合計		合計(⑩+⑰+⑲+㉒) 3,047,694

給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
□給与から差引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税専用)」をあわせて提出してください。

申告者本人の個人番号を記入してください。
※配偶者や扶養親族については、各個人の氏名下に個人番号を記入してください。

配偶者特別控除を受ける方は収入金額ではなく、所得金額を記入してください。
※配偶者控除を受ける方は、記入しないでください。

裏面

源泉徴収票等の添付が不要となりました。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額 2,100,400

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

支払金額 1,100,000

10 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	10,000
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
都道府県	
市区町村	

■給与収入 ※4ページの給与所得欄 参照

事業所から発行される源泉徴収票の支払金額を記入してください。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額 2,100,400

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

支払金額 1,100,000

■公的年金等収入 ※4ページの雑所得欄 参照

日本年金機構などから発行される源泉徴収票の支払金額を記入してください。

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

支払金額 1,100,000

10 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	10,000
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
都道府県	
市区町村	

※年金の支払者により様式が異なる場合があります。

10 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	10,000
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
都道府県	
市区町村	